

## 宮城県公報

発行  
宮城県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

## 告示

ページ

- 産業廃棄物処理施設の設置の許可申請 (産業廃棄物対策課) 一
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止の届出 (障害福祉課) 一
- 農用地利用集積等促進計画の認可 (農業振興課) 二
- 保安林の指定の解除の予定 (森林整備課) 二
- 道路の区域変更 (二件) (道路課) 三
- 道路の供用開始 (二件) (同) 三
- 土地改良区役員の就任の届出 (仙台地方振興事務所) 四
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (道路課) 四

## 告示

○宮城県告示第六百二十九号  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号。以下「法」という。）第十五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。）第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。  
なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見を提出することができる。

令和六年九月二十四日

一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 名称 三宅建設株式会社
- 2 所在地 亶理郡山元町真庭字南権現一四
- 3 代表者の氏名 代表取締役 三宅 幹彦
- 二 産業廃棄物処理施設の設置の場所  
亶理郡山元町真庭字南権現一四一、一四二、一四三
- 三 産業廃棄物処理施設の種類の種類  
がれき類等の破砕施設（産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第八号の二）
- 四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類  
木くず（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
- 五 申請年月日  
令和六年八月二十七日
- 六 縦覧場所等
- 1 縦覧場所 仙台保健福祉事務所岩沼地域事務所（塩釜保健所岩沼支所）
- 2 縦覧期間 令和六年九月二十四日から令和六年十月二十四日まで（午前八時三十分から午後五時十五分まで）
- 七 意見書の提出期限等
- 1 提出期限 令和六年十一月七日
- 2 提出場所 仙台保健福祉事務所岩沼地域事務所（塩釜保健所岩沼支所）
- 3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語により記載すること。）

○宮城県告示第六百三十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の二十四第四項の規定により指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第二十一条の五の二十五の規定により告示する。

令和六年九月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日

○四五〇七〇〇五三九	○四五二二二〇〇三二	○四五〇八〇〇〇三二	○四五〇九一七〇六七	○四五〇二二〇二一六	○四五二八〇〇一九六	○四五〇七〇〇二四〇	○四五二七〇〇七三五	○四五〇七〇〇四二二	○四五〇七〇〇四八九	○四五〇七〇〇四九七
多機能型ステーション 名取市美田園三丁目一	バンビ・アイランド 船岡 柴田郡柴田町船岡東三丁目十一 ツクス船岡A	バンビ・アイランド 角田市佐倉字上土浮六十九	コペルプラス 多賀城教室 多賀城市八幡三丁目五 スビル二階	みんなはなまる 石巻市向陽町四丁目一	Mケア ひまりの里 りらん 加美郡加美町下狼塚 字松原十三番地	名取市若竹園 名取市増田一丁目八一三十二	めるくまーる山崎みらい 黒川郡大郷町山崎字藤丸期七番地二	チルハビ増田教室 名取市増田二丁目一十一	放課後等デイサービス 名取市増田一丁目十三	児童発達支援・放課後等デイサービス 名取市小山二丁目十九
児童発達支援・放課後等デイサービス	放課後等デイサービス	放課後等デイサービス	児童発達支援	放課後等デイサービス	放課後等デイサービス	児童発達支援	児童発達支援	児童発達支援・放課後等デイサービス	放課後等デイサービス	児童発達支援・放課後等デイサービス
株式会社シルバーサポート まごころ	エーシーイー株式会社	エーシーイー株式会社	株式会社ボラリス	株式会社はなまる	特定非営利活動法人アンソレイユ	名取市	一般社団法人めるくまーる	株式会社ひよこのみらい	株式会社ひよこふおれすと	株式会社ひよこふおれすと
令和六年二月二十一日	令和六年二月二十九日	令和六年二月二十九日	令和六年三月十四日	令和六年三月三十一日	令和六年三月三十一日	令和六年四月三十日	令和六年五月三十一日	令和六年六月三十日	令和六年六月三十日	令和六年六月三十日

○四五二二二〇〇三二	○四五〇七〇〇二四〇	○四五二七〇〇七三五	○四五〇七〇〇四二二	○四五〇七〇〇四八九	○四五〇七〇〇四九七
バンビ・アイランド 船岡 柴田郡柴田町船岡東三丁目十一 ツクス船岡A	名取市若竹園 名取市増田一丁目八一三十二	めるくまーる山崎みらい 黒川郡大郷町山崎字藤丸期七番地二	チルハビ増田教室 名取市増田二丁目一十一	放課後等デイサービス 名取市増田一丁目十三	児童発達支援・放課後等デイサービス 名取市小山二丁目十九
児童発達支援・放課後等デイサービス	児童発達支援	児童発達支援	児童発達支援・放課後等デイサービス	放課後等デイサービス	児童発達支援・放課後等デイサービス
株式会社シルバーサポート まごころ	名取市	一般社団法人めるくまーる	株式会社ひよこのみらい	株式会社ひよこふおれすと	株式会社ひよこふおれすと
令和六年二月二十九日	令和六年四月三十日	令和六年五月三十一日	令和六年六月三十日	令和六年六月三十日	令和六年六月三十日

○宮城県告示第六百三十一号  
農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一十号）第十八条第一項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和六年九月二十四日  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用集積等促進計画の概要  
別冊のとおり

二 認可年月日  
令和六年九月二十四日

○宮城県告示第六百三十二号  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和六年九月二十四日  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 解除予定保安林の所在場所  
白石市福岡蔵本字箱森一三八の三二（次の図に示す部分に限る。）、一三八の五二、一三八の五三
- 二 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 三 解除の理由  
一般送配電事業用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び白石市役所に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第六百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和六年九月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年九月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 河北桃生線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
後	A	前	A	八・〇	四五五・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
B	八・〇	B	八・〇	四五五・〇		

○宮城県告示第六百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和六年九月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年九月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大塩小野停車場線
- 三 道路の区域

変更の区間

変更の前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)		備考
後	A	前	A	五・四	七四一・九	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
B	一五・二	B	一五・二	六九二・八		

○宮城県告示第六百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和六年九月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年九月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三四九号	伊具郡丸森町耕野字沼六一番一地从先から同郡同町耕野字沼七一番一地从先まで	令和六年十月一日

○宮城県告示第六百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和六年九月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年九月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	河北桃生線	石巻市三輪田字中区前東二四番地先から同市三輪田字右近田二〇番一地从先まで	令和六年九月二十六日

○宮城県告示第六百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、巨理土地改良区役員  
の就任について、次のとおり届出があった。

令和六年九月二十四日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 佐藤 静 哉

就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
令和六年九月三日	阿部 興喜	山元町真庭字南新田八番地一	理事

### 公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和六年九月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び納入予定数量

(一) 凍結防止剤（粒状塩化ナトリウム、標準、十トン車以下、宮城県北部土木事務所管内分）（単  
価契約） 一千五百トン

(二) 凍結防止剤（液状塩化ナトリウム、八トン車以下、宮城県北部土木事務所管内分）（単価契約）  
二十六キロリットル

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期間 契約締結の日から令和七年三月三十一日まで

4 納入場所 宮城県北部土木事務所管内

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であ  
ること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城  
県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条の規

定による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の  
申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始  
の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第  
一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可  
の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てを  
なされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続  
開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお  
従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づき  
更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、そ  
の者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこ  
と。

7 宮城県の入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のい  
ずれにも該当しないこと。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行  
為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店  
又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理  
事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員  
による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）  
第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経  
営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図  
り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴  
力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わり  
を持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」  
という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以  
下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人

等)対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 購入物品を迅速かつ確実に納入できる体制が整備されていること。

9 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇一八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一 二一一一三三五)へ令和六年十月九日(水)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システム(以下「システム」という。)の利用

(一) 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先  
〒九八九一六一七 宮城県大崎市古川旭四丁目一番一号

3 郵送による入札説明書の交付期限  
宮城県北部土木事務所経理班(電話〇二二九一九一〇七六七)

4 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和六年十月十五日(火)まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより、令和六年十月十八日(金)午前九時から令和六年十月二十四日(木)午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の

審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和六年十月二十四日(木)午後五時までに必要書類を作成の上、提出し参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 令和六年十一月一日(金)午前九時から令和六年十一月五日(火)午後五時まで  
書面により入札書を提出する場合

イ 日時 令和六年十一月五日(火)午後五時まで  
ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」の旨を朱書きし、中封筒に「入札者の法人名等」、「開札日」及び「入札に係る調達物品の名称」を記載し、宮城県北部土木事務所長あてに親展で、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所

令和六年十一月六日(水)とし、開札の時刻及び場所は一の1に掲げる購入物品ごとに次のとおりとする。

(一) 一の1の(一)の購入物品 午前十時 宮城県北部土木事務所  
(二) 一の1の(二)の購入物品 午前十時三十分 宮城県北部土木事務所

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十八条第一項第三号の規定により、免除とする。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、同第九十七条の入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札

者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法

- (一) 入札金額は一の(一)の購入物品にあつては一キログラム当たりの単価を、一の1の(二)の購入物品にあつては一リットル当たりの単価を一銭単位で記載すること。
  - (二) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税及び地方消費税の額を加えた金額をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (三) 消費税及び地方消費税の相当額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)は、代金請求時に加算するものとする。
- 6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Nature and Quantity of the Items to be Purchased : antifreeze (Unit-price contract)
- 2 Period of Supply : From starting date of contract to March 31, 2025.
- 3 Place of Delivery : Within Northern civil engineering office areas of jurisdiction.
- 4 Deadline for Bid, Tuesday, November 5, 2024, 5 : 00 p.m.
- 5 Contact Person : Shu Miura, Accounting Group, Northern civil engineering office Civil engineering section, Miyagi Prefectural Government, 4-1-1 asahi, Irukawa, Osaki, Miyagi, 989-6117 Japan. Tel: 0229-91-0767
- 6 Language and Currency Used in Contract Procedures: Japanese and Japanese yen only